

吸收分割に関する事後開示書類

令和 7 年 9 月 1 日

株式会社 Biz Forward

株式会社マネーフォワード

令和 7 年 9 月 1 日

各位

東京都港区芝浦 3-1-21 msb Tamachi 田町ステーションタワーS 21F
株式会社 Biz Forward
代表取締役社長 富山 直道

東京都港区芝浦 3-1-21msb Tamachi 田町ステーションタワーS 21F
株式会社マネーフォワード
代表取締役社長 グループ CEO 辻 庸介

吸收分割に関する事後開示事項

(吸收分割会社/会社法第 791 条第 1 項及び会社法施行規則第 189 条に基づく事後開示事項)
(吸收分割承継会社/会社法第 801 条第 3 項第 2 号及び同法第 791 条第 1 項第 1 号
並びに会社法施行規則第 189 条に基づく事後開示事項)

株式会社 Biz Forward (以下「分割会社」といいます。) 及び株式会社マネーフォワード (以下「承継会社」といいます。) は、令和 7 年 7 月 15 日付で吸收分割契約書を締結し、効力発生日を令和 7 年 9 月 1 日として、分割会社のファクタリング関連の与信審査に関するシステム等の開発事業に関する権利義務を承継させる吸收分割 (以下「本吸收分割」といいます。) を行いました。

本吸收分割に関する会社法の規定に基づく開示事項は、以下のとおりです。

記

1 吸收分割が効力を生じた日

令和 7 年 9 月 1 日

2 分割会社における会社法第 784 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過並びに第 785 条、第 787 条及び第 789 条の規定による手続の経過

- (1) 会社法第 784 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過 (吸收分割の差止請求)
分割会社において、会社法 784 条の 2 の規定に基づき本吸收分割の差し止めを請求した株主はありませんでした。
- (2) 会社法第 785 条の規定による手続の経過 (反対株主の株式買取請求)
分割会社の唯一の株主である承継会社は、分割会社の特別支配会社 (会社法第 468 条第 1 項) に該当するため、同法 785 条規定による手続きは行っておりません。

(3) 会社法第 787 条の規定による手続の経過（新株予約権買取請求）

分割会社は、会社法 787 条第 1 項第 2 号に定める新株予約権を発行していないため、同条の規定による手続は行っていません。

(4) 会社法第 789 条の規定による手続の経過（債権者の異議）

分割会社は、会社法第 789 条第 2 項及び第 3 項の規定により、令和 7 年 7 月 18 日付の官報及び令和 7 年 7 月 18 日付の日刊工業新聞により債権者に対して公告を行いましたが、異議申述期限までに異議を述べた債権者はありませんでした。

3 承継会社における会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過並びに第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過

(1) 会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過（吸収分割の差止請求）

本吸収分割は、簡易分割（会社法第 796 条第 2 項）に該当するため、同法第 796 条の 2 の規定による承継会社の株主による差止請求は認められておりません。

(2) 会社法第 797 条の規定による手続の経過（反対株主の株式買取請求）

本吸収分割は、簡易分割（会社法第 796 条第 2 項）に該当するため、同法第 797 条の規定による承継会社の反対株主による株式買取請求は認められておりません。

(3) 会社法第 799 条の規定による手続の経過

承継会社は、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項の規定により、令和 7 年 7 月 18 日付の官報及び令和 7 年 7 月 18 日付の電子公告で債権者に対して公告を行いましたが、異議申述期限までに異議を述べた債権者はませんでした。

4 本吸収分割により承継会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項

承継会社は、本吸収分割の効力発生日である令和 7 年 9 月 1 日をもって、分割会社から、本吸収分割契約に定める分割会社のファクタリング関連の与信審査に関するシステム等の開発事業に関する権利義務（別紙記載のとおり。）を承継会社に承継させる吸収分割を承継しました。

5 本吸収分割による変更の登記をした日

令和 7 年 9 月 15 日予定

6 その他本吸収分割に関する重要な事項

該当事項はありません。

以上

別紙

承継対象権利義務明細表

効力発生日である令和7年9月1日（以下本別紙において「本効力発生日」という。）において本吸収分割によって承継会社が分割会社から承継する資産、債務、契約その他の権利義務は、本効力発生日において分割会社が本対象事業に関して有する以下の資産及び知的財産権のうち、法令上承継可能なものとする。但し、当該分割会社の権利義務のうち、本吸収分割によって承継会社に承継させるために、第三者の同意又は承認等が必要となる場合（同意又は承認等を得ずに権利義務を承継した場合に当該第三者との間の契約の債務不履行事由若しくは解除事由に該当する可能性があるものを含む。）であって、かかる許認可、同意若しくは承認等が得られないものは承継対象から除外するものとする。

1. 資産

本効力発生日の前日の終了時において分割会社が所有又は保有している資産のうち、専ら本対象事業に関連する以下の資産。

(1) 固定資産

本対象事業に用いられるソフトウェア及びノウハウ等の無形固定資産（無形固定資産に付随するデータ等及びソフトウェア仮勘定を含む。）その他の資産

(2) その他本事業に係る資産

2. 知的財産権

特許権、実用新案権、商標権、意匠権、著作権、ノウハウ等の一切の知的財産権（登録の有無を問わず、出願中のものも含む。また、外国の法令に基づくものも含む。但し、別途分割会社及び承継会社間で合意したものは、承継会社に承継しない。）

3. 雇用契約

本効力発生日の前日の終了時において本対象事業に従事する分割会社の従業員の雇用契約上の地位及びこれらの契約に基づき発生する権利義務は承継会社に承継されない。分割会社は、本効力発生日において本対象事業に従事する分割会社の従業員に係る分割会社及び承継会社間の出向契約を解除し、以後、承継会社において本対象事業に従事させる。

以上